

# 令和5年度 指定管理者運営評価シート

所管課

子育て総合センター

## 1. 公の施設

公の施設の名称	西宮市立塩瀬児童センター
所在地	西宮市名塩新町1番地（塩瀬センター内）
施設概要	平成2年11月13日開館 施設面積647.58㎡（集会室、図書室、工作室、遊戯室、事務室等） 塩瀬支所、北部図書館、塩瀬公民館等との複合施設である塩瀬センター4階に開設
施設の設置目的	遊び及び生活の援助と地域における子育て支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成する。

## 2. 指定管理者

指定管理者	団体名	社会福祉法人西宮市社会福祉事業団	指定期間	開始日	令和 2 年 4 月 1 日
	所在地	西宮市上甲子園5丁目7番21号		終了日	令和 6 年 3 月 31 日
選定方法	公募		評価対象年	指定期間 4 年のうち 3 年目	

## 3. 指定管理者の業務履行状況

①施設の維持・管理関係	<p>(1) 開館日時 月曜日～土曜日の午前10時～午後5時（午後0時～1時を除く）</p> <p>(2) 休館日 ア 日曜日 イ 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ウ 1月2・3日及び12月29日～同月31日 エ 上記ア～ウのほか市長が特に必要と認める日</p> <p>(3) その他 市と指定管理者が締結する基本協定並びに西宮市立児童福祉施設条例（昭和43年西宮市条例第55号。以下「条例」という。）及び同条例施行規則（昭和44年西宮市規則第66号。以下「規則」という。）並びに西宮市立児童館管理運営要綱（以下「管理運営要綱」という。）並びに西宮市立塩瀬児童センター及び山口児童センター設置運営に関する事務取扱要綱（以下「設置運営事務取扱要綱」という。）等市の関係要綱・要領の規定に基づいて管理運営を行うこと。</p>
②施設の事業・運営関係	<p>(1) 条例第10条の規定に基づく業務</p> <p>(2) 設置運営事務取扱要綱第9条に基づく児童センター運営委員会に関する業務</p> <p>(3) その他、モニタリングに係る利用者アンケート等に関する業務等児童センター設置目的を達成するため市長が必要と認める業務</p> <p>労働実態調査の結果： 問題なし</p> <p>調査結果後の指示事項： 特になし</p>
③指定管理者の提案による取組と今後の改善点など	<p>当初及び指定期間中の提案： 児童センターに加え、高齢者・障害者など保健・福祉サービスを展開していることを活かしつつ、地域の関係機関と連携を図りながら、地域の子どもの健やかな遊びの場、保護者が安心して集える場を提供できるよう事業を展開する。また、母親が育児負担からリフレッシュできるような環境づくりや、父親と一緒に来館しやすいような設定を行う。</p> <p>取組結果： 0歳児行事「はじめまして赤ちゃんといっしょ」「赤ちゃんひろば」を新たにスタートし、乳幼児向けの行事では子どもの発達に応じて年齢別に細分化した行事を開催。また、父親参加型の行事「パパday」を定期的に開催し、父親同士の交流の場を提供するとともに家族での来館を促した。令和4年度は乳幼児親子の来館者数は前年度比約47%増となり、コロナ禍に入ってから縮小傾向にあった地域との連携事業を可能な範囲で再開した。</p> <p>今後の改善点： 引き続き、保護者の育児負担を軽減し、地域の子供たちの居場所としての役割を果たせるよう、職員一人ひとりが利用者と丁寧に関わりとともに専門的な知識を深めるように努める。</p>

施設利用状況(量)を示す指標名	単位	R1年度(実績)	R2年度(実績)	R3年度(実績)	R4年度(実績)	R5年度(計画)
① 利用人数(保護者含む)	人	20,377	5,944	11,231	15,710	17,000
② クラブ活動・教室参加人数	人	2,456	74	269	607	700
③ 子育て支援事業の参加人数	人	5,129	3,144	5,631	3,515	4,000
④						
⑤						

#### 4. 利用者アンケート等の結果

①利用者アンケート等の実施日・手法	実施期間：令和4年11月14日～12月31日 手法：オンライン
②利用者アンケート等の結果	38件（うち乳幼児32件、小学生6件）の回答があった。 すべての項目で、「満足」「やや満足」の回答が90%以上であった。特に職員対応については「いつも明るく迎えてくれて居心地が良い」「アットホームな雰囲気、優しく声掛けをしてくれてありがたい」といった好意的な自由記述が多く見られた。
③結果からの改善点など	アンケート結果から児童館運営全般について、利用者からは高評価を得られている。音楽、ダンス、運動などを取り入れたプログラムのニーズが高いことが確認できるため、継続して開催する。また、積み木など、おもちゃ設置希望の声は可能な範囲で対応する。

#### 5. 指定管理者の安定性や継続性の評価

①評価結果	指定管理者は長年にわたり福祉分野における継続的な事業実績があり、従事する職員は十分な専門性と経験を有していることから、事業の運営体制は安定していると評価できる。また、事業収支状況は指定管理料の範囲内で管理運営できていることから、安定性や継続性ともに問題ないといえる。
②評価結果を受けての指示事項	特になし。

#### 6. 指定管理料及びその内訳（指定管理者の収入）

（単位：千円）

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(年度協定額)
指定管理料	22,638	18,082	22,665	22,777	22,904
うち光熱水費	0	0	0	0	0
うち修繕料	109	0	42	471	847
うち備品費	54	77	145	561	186
補足説明					

#### 7. 使用料等の収納状況（市の収入）

（単位：千円）

区分	R1年度(決算)	R2年度(決算)	R3年度(決算)	R4年度(決算)	R5年度(予算)
使用料	0	0	0	0	0
その他の収入	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0
補足説明					

#### 8. 市による指定管理者の評価

①モニタリングの結果と総合評価	仕様書に記載された内容は、適正に実施されている。仕様書以外の事項として、新型コロナウイルス感染症の対応（定員制や3部制、消毒対応など）にあたっては、市と情報共有を図りながら適切に対応されている。 利用者アンケート結果は良好であることに加え、指定管理者から毎月提出される事業報告書、現地訪問（不定期）などから、適切に事業運営されていると総合評価している。今後は安定的な職員数の確保と職員の育成により、さらなる質の高い事業運営を求める。
②指摘事項	特になし。